

香川県条例第18号

香川県建築審査会条例等の一部を改正する条例

(香川県建築審査会条例の一部改正)

第1条 香川県建築審査会条例（昭和25年香川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議事録) 第6条 議長は、議事録を作成し、出席委員2人以上の<u>署名</u>を求めなければならぬ。</p>	<p>(議事録) 第6条 議長は、議事録を作成し、出席委員2人以上の<u>署名捺印</u>を求めなければならない。</p>

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録による作成) 第20条 略</p> <p>2 前項の規定により請求書等を電磁的記録で作成する場合においては、記名に代えて氏名を明らかにする措置であつて任命権者が定めるものをとらなければならない。</p>	<p>(電磁的記録による作成) 第20条 この条例の施行のための教育委員会規則の規定により作成することとされている請求書等（請求書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、当該請求書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）の作成をもつて、当該請求書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該請求書等とみなす。</p> <p>2 前項の規定により請求書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印又は署名については、記名押印又は署名に代えて氏名を明らかにする措置であつて任命権者が定めるものをとらなければならない。</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(電磁的記録による作成) 第20条 略	(電磁的記録による作成) 第20条 この条例の施行のための人事委員会規則の規定により作成することとされている請求書等（請求書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、当該請求書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）の作成をもって、当該請求書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該請求書等とみなす。
2 前項の規定により請求書等を電磁的記録で作成する場合においては、記名に代えて氏名を明らかにする措置であって任命権者が定めるものをとらなければならない。	2 前項の規定により請求書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印又は署名については、記名押印又は署名に代えて氏名を明らかにする措置であって任命権者が定めるものをとらなければならない。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。